

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和5年6月29日（木）

2 確認箇所

- (1) 免震重要棟 水処理操作室
- (2) 5・6号機敷地護岸ヤード（海水移送ポンプ、上流水槽）

3 確認項目

多核種除去設備等処理水希釈放出設備及び関連施設の使用前検査の状況

4 確認結果の概要

多核種除去設備により、汚染水から放射性物質（トリチウムを除く）が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認した水（以下、「ALPS処理水」という。）は、トリチウム濃度が規制基準を厳格に遵守するだけでなく、政府の基本方針に基づき、1,500Bq/L未滿を満足する濃度になるよう、海水で大幅に希釈され、海洋へ放出される計画となっている。

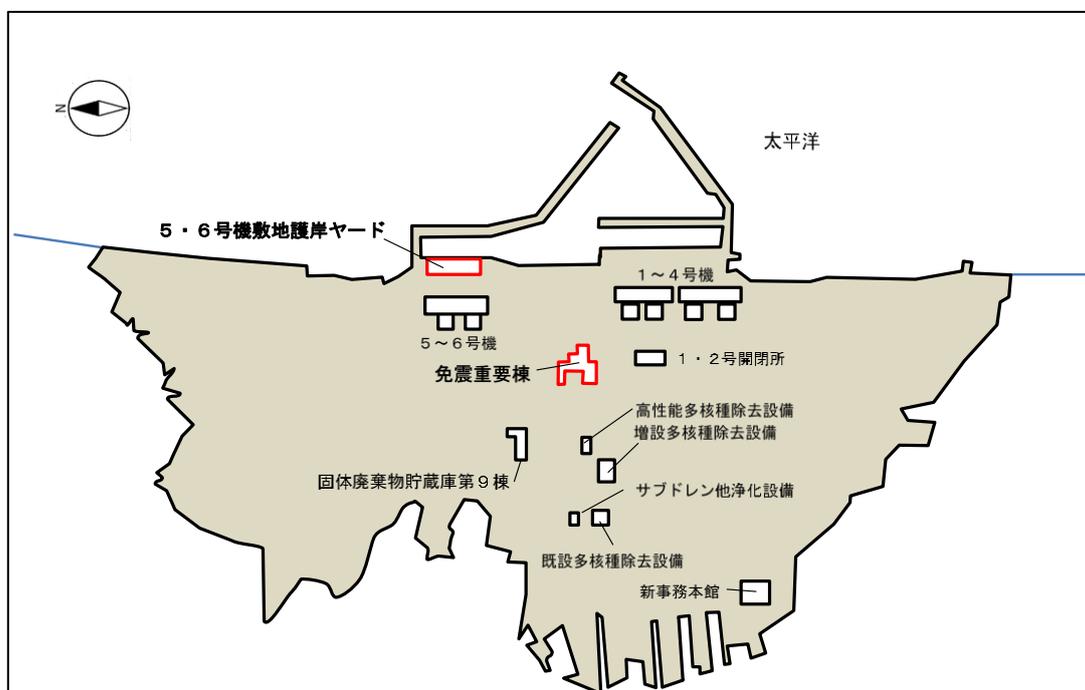
本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設のうち、以下2件について、東京電力が原子力規制庁による使用前検査（外観・据付検査）を受けていたことから、その状況を確認した。（図1、図2）

(1) 移送設備（処理水移送ポンプA・B、移送設備主配管）の通水・流量検査

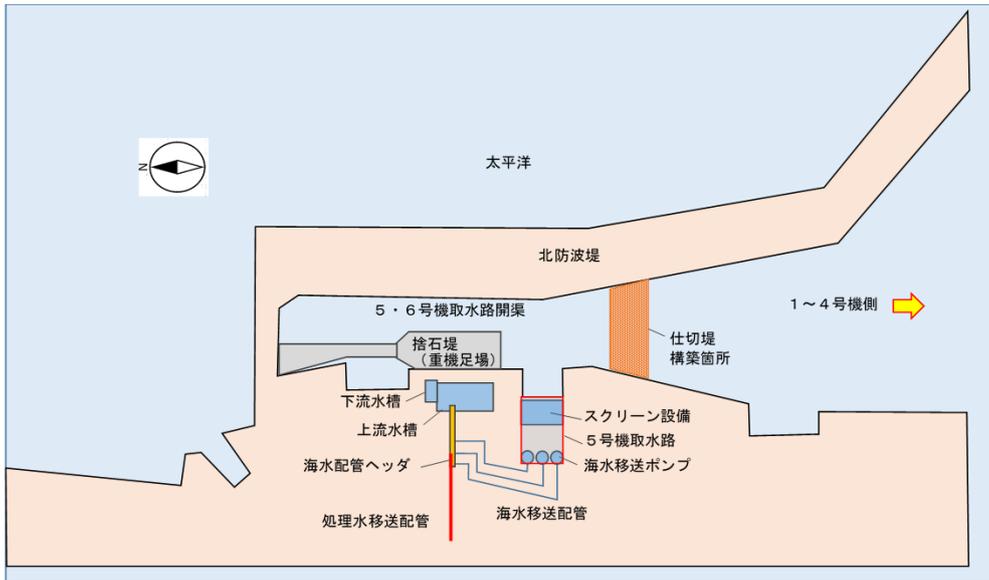
- ・原子力規制庁職員、東京電力及び協力企業職員が、4か所（①免震重要棟、②5/6号機東側電気品建屋、③多核種移送設備建屋・K4タンクエリア、④緊急遮断弁-2廻り・上流水槽）に分かれ、各々の場所において、検査手順に基づき、通水・流量検査が実施された。
- ・そのうち県では、免震重要棟において、検査状況の確認を行った。
- ・検査は、処理水移送ポンプを起動し、流量調整弁を動作させ、処理水の代わりにろ過水を通水させ、設定流量値で制御ができていることを確認した。
- ・設定流量は移送される処理水のトリチウム濃度により異なり、A系・B系、各2パターンのトリチウム分析値を想定した流量値にて、検査が行われた。
- ・設定流量値に到達後、流量値が安定してから通水を継続させて、移送流量値のデータ取りを行い、移送流量値の上限値と下限値が、基準値内であることを確認した。

(2) 希釈設備（海水移送ポンプA・B・C、希釈設備主配管）通水・流量検査

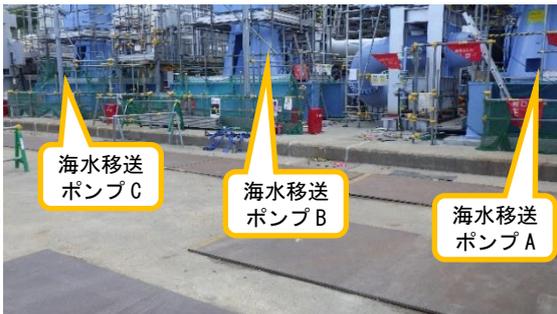
- ・原子力規制庁職員、東京電力及び協力企業職員が、3か所（①海水移送ポンプ、②上流水槽、③免震重要棟）に分かれ、各々の場所において、検査手順に基づき、通水・流量検査が実施された。
- ・県では、海水移送ポンプ、上流水槽において、検査状況を確認した。
- ・海水移送ポンプで行われた検査では、海水移送ポンプA・B・Cを1台ずつ起動させ、海水が通水できていること、またポンプについては、異音、異臭、異常振動等がないことを確認した。（写真1）
- ・上流水槽で行われた検査では、海水移送ポンプの起動・停止に応じて、海水が移送・停止されることを確認した。（写真2）



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(図2) 5・6号機敷地護岸ヤード付近の概要図



(写真1-1)
海水移送ポンプ (A・B・C) の外観



(写真1-2)
聴診棒を用いて、海水移送ポンプの異音等の確認をしている様子。



(写真2-1)
上流水槽における検査状況の様子。



(写真 2 - 2)

海水移送ポンプ起動後、海水が上流水槽へ移送されている状況を確認している様子。